

令和 7 年 8 月 22 日 (金)
【照会先】
大分労働局労働基準部賃金室
室 長 竹内 由香里
地方賃金指導官 徳部 典子
(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

大分地方最低賃金審議会を開催します

～ 令和 7 年度大分県最低賃金改正決定について答申（予定）～

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

現在、大分地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）では、令和 7 年 7 月 15 日付けで大分労働局長から「大分県最低賃金の改正について」の諮問を受け、同審議会に設置された大分県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）において調査審議が行われています。今後、専門部会で調査審議が終了し、取りまとめが行われた場合には、審議会において、その答申が行われる予定です。

つきましては、審議会の取材を希望される方は、下記の 3 . 申込要領によりお申込みください。

記

1. 日 時 令和 7 年 8 月 26 日（火）以降（審議状況により決定します）
2. 場 所 大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室
(大分市東春日町 17 番 20 号)

3. 申込要領

(1) 取材希望の方は、氏名、電話番号、所属、来庁人数、メールアドレスを御記入の上、以下の宛先までメール、電話または郵送にてお申込みください。

申込締切日は令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 1 時（必着）です。

メール : chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp

電 話 : 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 5

郵 送 : 大分労働局労働基準部賃金室あて

〒870-0037

大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

(2) 事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

4 . 答申日時のお知らせ方法

(1) 取材申込みにより、事前に当局からテストメールを送信します。

(2) 答申日時が決定次第、テストメールを送信したアドレスあてに当局よりお知らせします。

専門部会による金額審議の結論により答申日時決定となります。

できるだけ速やかにお知らせしますが、メール送信直後に答申となることもありますのであらかじめご了承ください。

5 . その他

○会場の収容人数に限りがあります。

○駐車場台数に限りがあります。

車で来庁される場合は近隣の有料駐車場を御利用ください。

6 . 添付資料

令和 7 年度審議日程

参考事項

報道関係者の皆様へ

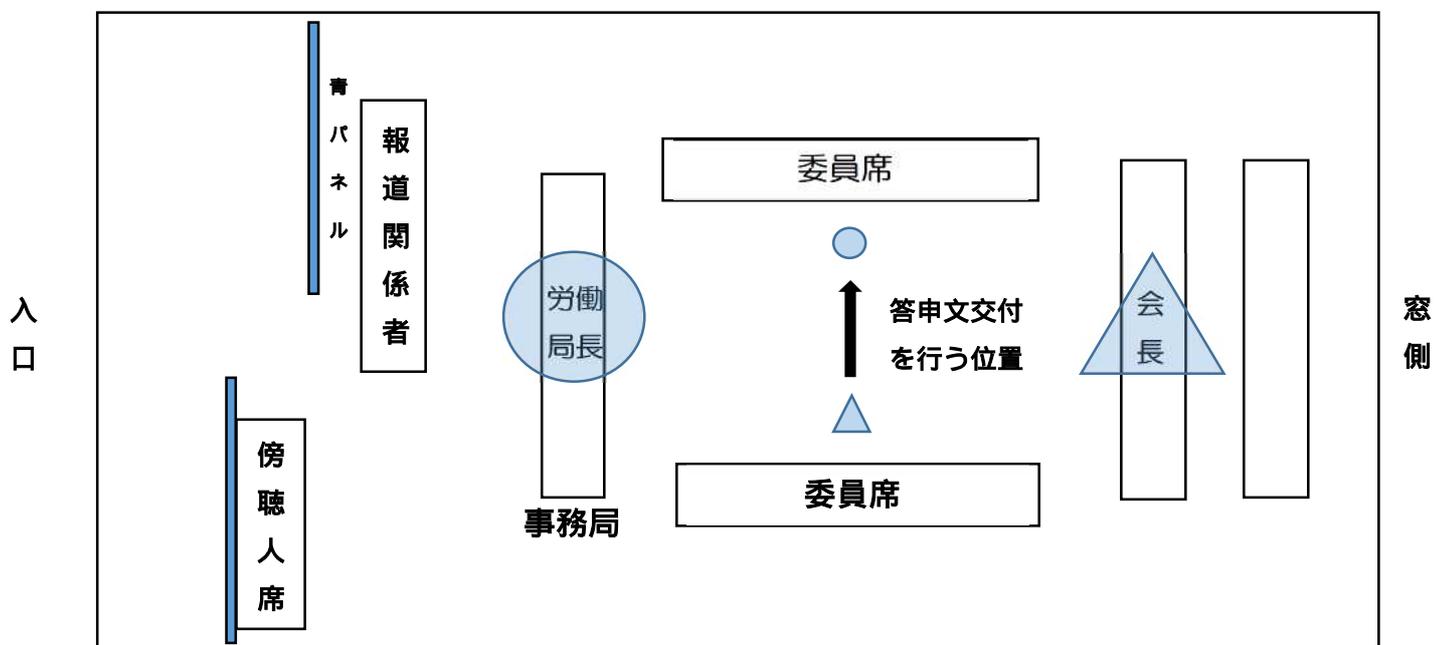
【撮影に関すること】

- 1 会議開始 10 分前に入室いただけます。
- 2 撮影できる部分は、頭撮り、「答申文交付」、「大分労働局長の挨拶」のみです。

(採決部分は、撮影できません)

- 3 撮影位置は、入口側の事務局後方(下図 参照)からとなります。
- 4 大分労働局長の挨拶部分のみ、後方からではなく、下図 となります。
- 5 挨拶終了後は撮影を止めていただき、撮影者は退出していただきます。

(傍聴される方は残っていただいても構いませんが、以後入退室ができません。)



担当：賃金室長補佐 徳部

最低賃金審議会の時程のあらまし（時刻は仮設定です）

【ご注意ください】

下記は16時開始の場合の例です。

審議状況により、午前の開催なども含め大幅に変動する場合がありますので、(仮)として
います。当日改めて実際の時間をお知らせします)

(仮) 15:50 入室

(仮) 16:00 頭撮り(撮影可)

~ 審議会開始（在室での取材可、撮影は不可（撮影担当者は退出願います））

(仮) 16:20頃

答申文交付（撮影可）

~ 局長挨拶（撮影可）

(仮) 16:30頃 局長挨拶終了 撮影終了（取材は可）

(仮) 16:30頃 説明、事務連絡等

~

(仮) 16:50頃 閉会

【参考事項】

地方最低賃金審議会とは

地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）は労働局長の諮問機関であり、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成される。

審議会は中央最低賃金審議会（厚生労働省に設置）から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行う（別紙「地域別最低賃金の改正手続の流れ」参照）。

最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力（最低賃金法）をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（最賃法第40条：50万円以下の罰金）が定められている。

目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、47都道府県をA～Dの4ランクに分け、ランクごとに改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしていたが、令和5年度からは47都道府県をA～Cの3つのランクに分け、目安を提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

現在の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都が1,163円で最も高く、全国加重平均は1,055円（前年1,004円）である。

大分県を含むCランクには、福岡（Bランク992円）を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は、大分が954円のほか、佐賀が956円、長崎が953円、熊本が952円、宮崎が952円、鹿児島が953円、沖縄が952円である。

【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
最低賃金額	790円	792円	822円	854円	899円	954円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%	5.27%	6.12%
対前年度上昇額	28円	2円	30円	32円	45円	55円

今後のスケジュール

今後、大分地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安（令和6年度は7月25日に提示）を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から大分労働局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て大分労働局長が決定（令和6年度は10月5日発効）する。